

現行	見直し案	見直し理由等
<p>1. 計画対象区域 市域全域</p> <p>2. 目標年次 平成26年度（5年後）</p> <p>3. 緑地の保全及び緑化の目標</p> <p>1) 基本理念 「潤いとやすらぎを感じることができる緑豊かな環境の保全・創出・活用」</p> <p>2) 基本方針</p> <p>①豊かな緑を守る ②身近な緑を増やす ③特色ある緑を活かす ④協働して取り組む</p> <p>3) 緑の将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球環境と生物と人にやさしいまち ・身近に緑に親しめるまち ・災害の起きない、災害に強い安全なまち ・緑のある美しいまち ・緑を通じて人々がふれあうまち ・みんなが緑を大切にすまち <p>キャッチフレーズ：「緑」みんなで守り育み次世代に</p> <p>4) 計画目標水準</p> <p>□地域制緑地の面積（風致地区、農用地区域、保安林区域など）</p> <p>現況（H21） 276,588ha 目標（H26） 現状維持</p> <p>□緑の保全契約対象区域（252.5ha）の契約率</p> <p>現況（H21） 17%（43.8ha） 目標（H26） 19%（47.3ha）</p>	<p>1. 計画対象区域 （変更なし）</p> <p>2. 目標年次 平成31年度（5年後）</p> <p>3. 緑地の保全及び緑化の目標</p> <p>1) 基本理念 （変更なし）</p> <p>2) 基本方針</p> <p>①受け継がれてきた豊かな緑を「保全」する ②身近な場所に質の高い緑を「創出」する ③地域独自の特色ある緑を「活用」する ④市民、事業者、行政などが「協働」して取り組む</p> <p>3) 緑の将来像</p> <p>①豊かな緑が大切に保全・管理され、多様な生き物が生息する、地球環境にやさしく美しいまち ②魅力ある公園や緑地など、身近な緑とのふれあいの場が創出され、緑を楽しみ潤いとやすらぎを感じることのできるまち ③貴重な自然資源や、歴史的景観と調和した緑地、農山村景観を形成する里山など、地域の特色や資源が活かされた個性のあるまち ④緑のまちづくりが地域社会を構成する多様な主体の協働によって持続的に進められ、緑を通じて人々がふれあい、豊かな心を育む活力のあるまち</p> <p>4) 計画目標水準</p> <p>□地域制緑地の面積（風致地区、農用地区域、保安林区域など）</p> <p>現況（H25） 278,464ha 目標（H31） 現状維持</p> <p>□緑の保全契約及び市が購入した里山の面積</p> <p>現況（H25） 56.3ha 目標（H31） 70ha</p>	<p>・現行計画の計画期間が平成26年度で終了するため</p> <p>・より具体的な記述とするため</p> <p>・基本方針と体系的に関連付けるため</p> <p>・現況数値を更新</p> <p>・緑の保全契約及び里山購入の実施により、里山を保全していることを踏まえ、新たな指標として設定</p>

現行	見直し案	見直し理由等
<p>□住民一人当たりの<u>公園面積</u> <u>現況（H21）</u> 13.7㎡/人 <u>目標（H26）</u> 15.5㎡/人</p> <p>4. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項</p> <p>○基本施策</p> <p>①<u>豊かな緑を守る</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境・生物多様性の保全 地球環境への負荷の軽減やビオトープ・生物多様性の保全 ・景観の保全 豊かで美しい自然景観の保全 ・災害の防止 水害や土砂災害の防止・軽減 ・生産の場の確保 農林水産物の生産の場、観光資源としての保全 <p>②<u>身近な緑を増やす</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑に触れる場の創出 身近な公園や緑に触れることのできる場の創出 ・景観の創出 まちの表情となり潤いとやすらぎを与える緑の創出 ・災害の防止 災害時の避難路や避難場所、延焼防止機能の確保 	<p>□住民一人当たりの<u>都市公園面積</u> <u>現況（H25）</u> 8.8㎡/人 <u>目標（H31）</u> 10㎡/人</p> <p>□<u>緑と親しむ日等</u>に実施したイベント参加人数（年間） <u>現況（H24）</u> 838人 <u>目標（H31）</u> 1,000人</p> <p>□<u>いのちの森づくりプロジェクト</u>で植える苗木（累計） <u>現況（H25）</u> 2,000本 <u>目標（H31）</u> 90,000本</p> <p>4. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項</p> <p>○基本施策</p> <p>①<u>受け継がれてきた豊かな緑を「保全」する</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境・生物多様性の保全 地球環境への負荷の軽減やビオトープ・<u>いのちの森づくり</u>などによる生物多様性の保全 ・景観の保全 豊かで美しい自然景観の保全 ・災害の防止 水害や土砂災害の防止・軽減 ・生産の場の確保 農林水産物の生産の場、観光資源としての保全 <p>②<u>身近な場所に質の高い緑を「創出」する</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑に触れる場の創出 身近な公園や緑に触れることのできる場の創出 <u>利用者ニーズを踏まえた施設の改修などによる利用環境の向上</u> ・景観の創出 まちの表情となり潤いとやすらぎを与える緑の創出 <u>緑化における樹種の選択の配慮などによる緑の質の向上</u> ・災害の防止 災害時の避難路や避難場所、延焼防止機能の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園条例に規定された面積の標準値を、指標として設定 ・緑のまちづくりに協働で取り組むことの水準を表す指標として追加 ・生物多様性の啓発を図るため指標を追加 ・基本方針の記述の変更に合わせて ・生物多様性の新たな取り組みを追加 ・基本方針の記述の変更に合わせて ・高齢化の進展などの社会情勢の変化に対応し、施設の利用環境の向上を図る必要があるため追加 ・在来種による緑化など、緑の質の向上を図る必要があるため追加

現行	見直し案	見直し理由等
<p>③特色のある緑を活かす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観の保全 町並みや伝統的建造物等と一体となった緑、雄大な山岳や清流など本市の特色ある緑の景観の保全 ・ 緑に触れる機会の創出 市民や観光客など誰もが緑に触れることのできる機会の創出 ・ 緑のネットワークの形成 山々の緑、農林業地の緑、公園・緑地の緑、道路・河川の緑による緑のネットワークの形成 <p>5. 計画の推進</p> <p>1) 計画の推進</p> <p>法令等による各種制度の活用をはじめ、市民・事業者・行政の連携と協働により計画の推進をはかります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市民の役割 ②事業者の役割 ③行政の役割 ④連携・協働 	<p>③地域独自の特色ある緑を「活用」する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観の保全 町並みや伝統的建造物等と一体となった緑、雄大な山岳や清流など本市の特色ある緑の景観の保全 ・ 緑に触れる機会の創出 市民や観光客など誰もが緑に触れることのできる機会の創出 ・ 緑のネットワークの形成 山々の緑、農林業地の緑、公園・緑地の緑、道路・河川の緑による緑のネットワークの形成 <p>5. 計画の推進 (変更なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針の記述の変更に合わせて